

行政文書不開示決定通知書

NPO 法人 読み継ぐ書物のアクセシブル図書館
理事長 沖田 克夫 様

文 部 科 学 大 臣
松 本 洋 平
(公 印 省 略)

令和 8 年 2 月 12 日付け（令和 8 年 2 月 17 日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

令和 7 年以降の全国学力・学習状況調査を MEXCBT によって実施するにあたり、学習者用デジタル教科書において、問題文等のテキストを音声で読み上げる機能および読み上げ箇所を視覚的に示すハイライト表示機能が提供されていることを前提として、MEXCBT における当該機能の位置づけ、導入又は非導入の判断に関して作成・共有された行政文書一式を求めます。

- ・当該読み上げ機能およびハイライト表示機能の有無および仕様
- ・読み上げとハイライトが同期して動作するか否かが分かる文書
- ・当該機能を必要とする受験者の把握状況が分かる文書
- ・当該機能の実装・非実装の判断に至る検討資料
- ・色の選択に関する調査・専門的検討資料
- ・デジタル教科書における読み上げおよびハイライト機能との比較資料
- ・当該機能を提供しない場合の代替措置およびその妥当性を示す資料

2 不開示とした理由

当該機能およびその代替措置が無く、専門的検討・比較も実施していないことから、文書不存在のため、不開示とする。

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）

（決定の内容について）総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学力調査室 内線 3726

（実施方法等について）大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572